

相続又は贈与等に係る損害保険契約に基づく年金の 税務上の取扱いの変更について

2010年7月6日、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁の判決がありました。

これを受けて、10月20日付で所得税法施行令が公布・施行され、2005（平成17）年から2009（平成21）年分の納めすぎとなっている所得税の還付手続きが開始されました。

税務上の取扱いの変更や所得税の還付手続き等につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。
➤ [国税庁ホームページ「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更になりました」](#)

1. 概要

弊社商品に関しては、相続又は贈与等により年金受給権を得た次に該当する方が、所得税の還付対象となる可能性があります^{（注）}。

- ・年金払積立傷害保険の年金を受給している方・受給したことのある方

（注）還付を受けられるか否か、還付を受けられる場合の具体的な還付金の額については、年金の額や所得税の非課税部分の額、該当年分の申告内容などにより異なります。

2. 還付の方法

還付を受けるには、税務署での手続きが必要となりますので、国税庁ホームページで具体的な内容をご確認ください。

➤ [国税庁ホームページ「必要な手続き」](#)

課税の取扱いについてご不明な点等がありましたら、最寄りの税務署にご相談ください。

➤ [国税庁ホームページ「税務署の所在地の案内」](#)

3. 参考資料

■取扱いの変更となる方の必要となるお手続きの判定フローチャート

➤ [国税庁ホームページ「必要なお手続き判定表」](#)

「振り込め詐欺」にご注意ください

- 今回の所得税の還付に関連して、弊社、弊社代理店等の職員が金融機関の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めたり、金融機関の口座を指定して振込みを求めたりすることはありません。
- 不審な点があるときは、警察、税務署、弊社までお問合せください。